



平成 30 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

代 表 者 名 代表取締役社長 本 間 英 明

(コード番号:6093 東証第一部)

問い合わせ先 取締役執行役員 太 田 昌 景
管理本部長

(TEL. 03-6703-0500)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 30 年 7 月 6 日 (予定)
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 21,393 株
(3) 発 行 価 額	1株につき 486 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	10,396,998 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 割 当 予 定 先	取締役 8 名 18,308 株 執行役員 2 名 3,085 株
(8) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成 30 年 6 月 15 日開催の取締役会において、取締役及び執行役員（以下「割当対象者」といいます。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、割当対象者に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

なお、平成 30 年 5 月 29 日開催の第 11 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の交付のために取締役に対して年額 26 百万円以内（うち社外取締役は年額 5 百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の金銭報酬債権を支給すること、年 104,000 株以内（うち社外取締役は年 20,000 株以内。）の普通株式を交付すること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会決議により、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、取締役 8 名及び執行役員 2 名に対し、金銭報酬債権 10,396,998 円を付与すること

及び割当対象者が当該金銭報酬債権を当社に現物出資することで当社の普通株式21,393株を割り当てることを決議いたしました。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、後記3のとおり、譲渡制限期間は3年以上としております。

3. 本制度の概要

本制度は、割当対象者に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、割当対象者に当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額26百万円以内（うち社外取締役は年額5百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とします。また、本制度により当社が取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年104,000株以内（うち社外取締役は年20,000株以内。ただし、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整できるものとします。）とします。

取締役報酬枠の範囲外である執行役員に対する支給分を含め、全体では、「1. 発行の概要」に記載の株式数、発行総額となります。1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各割当対象者への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は3年以上とします。なお、本年については譲渡制限期間3年と30年の2種類の譲渡制限付株式の発行を行います。

- ① 割当対象者は、あらかじめ定められた期間（3年以上）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれること

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値といたしました。また、発行価額486円については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（平成30年5月15日～平成30年6月14日）の終値平均467円（円未満切捨て）からの乖離率4.07%、直近3ヵ月間（平成30年3月15日～平成30年6月14日）の終値平均449円（円未満切捨て）からの乖離率8.24%、あるいは直近6ヵ月間（平成29年12月15日～平

成 30 年 6 月 14 日) の終値平均 476 円 (円未満切捨て) からの乖離率 2.10%となっております。

上記を勘案した結果、本新株発行に係る発行価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております (乖離率はいずれも小数点第 3 位を四捨五入し、表記しております)。

取締役会に出席した監査役全員 (3 名、うち 2 名は社外監査役) が、割当予定先に特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しています。

以上